

序章 計画の概要

1 計画の趣旨

本市では、2017（平成29）年3月に「**水戸市自転車利用環境整備計画**」（以下「利用環境整備計画」という。）を策定し、「自転車に乗ってみたいくなるまちづくり」を目指す姿に掲げ、安全で快適な自転車の利用環境整備に取り組んでいるところです。

国においては、2017（平成29）年5月に、国を挙げて自転車の活用を総合的かつ計画的に進めることを目的に、「**自転車活用推進法**」（以下「法」という。）が施行されました。2018（平成30）年6月には、施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、「**自転車活用推進計画**」が閣議決定され、2019（平成31）年3月には、茨城県において、「**いばらき自転車活用推進計画**」が策定されました。

利用環境整備計画は、2020（令和2）年度に中間見直しを行うこととしておりましたが、法では、市町村は自転車活用推進計画を定めるよう努めなければならないと規定されているところです。

そのため、利用環境整備計画の内容を引き継ぎながら、サイクルツーリズムや災害時における自転車利活用の視点を加え、法に定める計画として本計画を策定するものです。

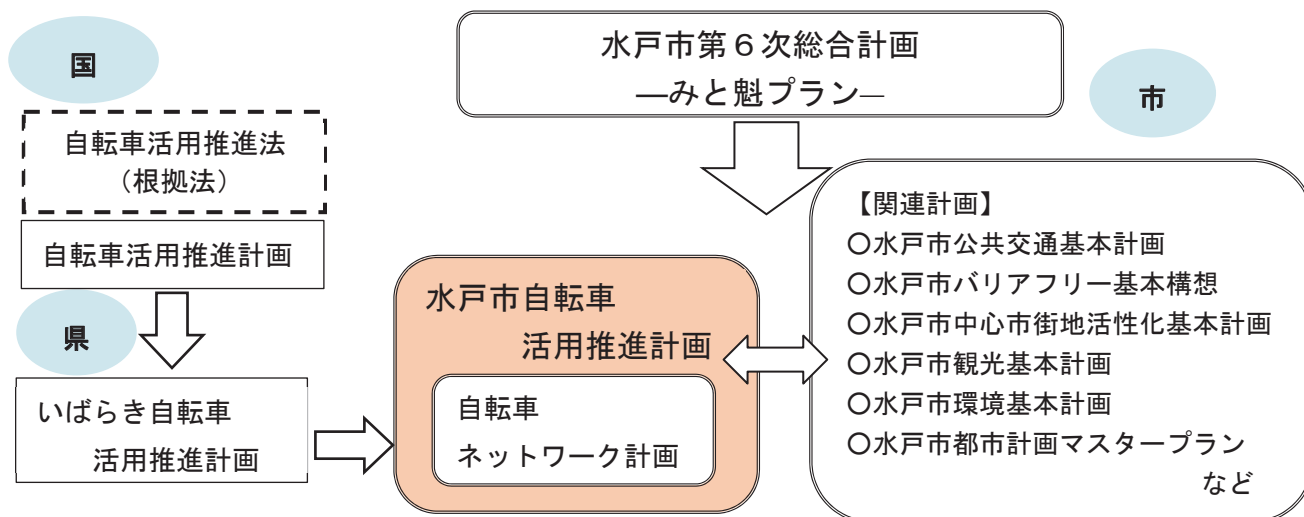
また、2015（平成27）年に国連サミットで採択されたSDGs（持続可能な開発目標）は、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、様々な課題に対して総合的な取組を示したものであり、本計画においても、SDGsの理念を踏まえながら各施策を展開し、自転車利用環境の向上を推進します。

2 計画の位置付け

本計画は、本市におけるこれまでの取組を踏まえながら、自転車の活用を推進するための新たな施策を位置付け、総合的かつ戦略的な施策の展開を図るため、本市の自転車施策のマスタープランとして定めます。

また、効果的かつ効率的に自転車通行空間を整備するため、国が「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）において市町村に策定を求めている「自転車ネットワーク計画」を包含するものです。

計画の策定に当たっては、上位計画である「水戸市第6次総合計画—みと魁プラン—」をはじめ、「水戸市公共交通基本計画」等の関連計画との整合及び連携を図るものとします。



3 計画の期間及び構成

(1) 計画の期間

本計画の計画期間は、各事業主体における施策の実効性等を踏まえ、2021(令和3)年度から2025(令和7)年度までの5か年とします。

ただし、社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行うものとします。

(2) 計画の構成

利用環境整備計画の進捗状況や、国や茨城県の動向を踏まえ、本市における自転車利用環境整備や自転車の利活用の考え方及び施策の方向性、施策の具体的展開、自転車ネットワーク計画等について定め、施策の着実な推進を図ります。

【目指す姿】 自転車に乗ってみたいくなるまちづくり		
【基本方針】	【基本施策】	【施策】
1 意識づくり	(1)安全への意識づくり	①自転車利用者への安全教育の充実 ②自動車運転者への啓発の充実 ③自転車損害賠償保険の加入促進
	(2)マイカーに過度に依存しない意識づくり	④自転車利用による健康増進 ⑤自転車通勤の推奨 ⑥イベント開催時における自転車利用のPR
2 道づくり	(1)連続性を確保した回遊性の高い道づくり	⑦自転車ネットワークの構築 ⑧わかりやすい案内誘導サインの設置
	(2)安全で快適な道づくり	⑨道路事情に応じた自転車通行空間の整備 ⑩整備路線の適正な維持管理
3 しくみづくり	(1)気軽に利用できるしくみづくり	⑪駐輪環境の整備 ⑫コミュニティサイクル等の整備
	(2)公共交通と連携できるしくみづくり	⑬サイクル・アンド・ライドの推進 ⑭公共交通機関との連携
	(3)まちづくりを支えるしくみづくり	⑮サイクルツーリズムの推進 ⑯災害時の自転車の活用

